原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

 9年1月31日付平成09·01·09資第08号,平成9年4月7日付平成09·03·13資第 30 号, 平成 9 年 9 月 30 日付平成 09·07·22 資第 16 号, 平成 10 年 10 月 29 日付平成 10·09·04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11·07·23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14日付平成11·11·05資第17号,平成12年6月12日付平成12·05·19資第4号,平 成 13 年 1 月 5 日付平成 12 08 31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13 02 15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13 • 03 • 23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付 平成 13 · 09 · 11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13 · 12 · 06 原第 2 号, 平成 14 年 3月18日付平成14·02·22原第10号,平成14年5月7日付平成14·03·28原第1号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14 06 05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14 07 12 原第9号, 平成14年9月27日付平成14·08·29原第12号, 平成14年10月30日付平 成 14·10·18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15·04·07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15 • 06 • 30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15 • 09 • 25 原第 4 号, 平 成 15年 12月 17日付平成 15:11:17原第 11号, 平成 16年 5月 24日付平成 15:12:24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16 • 05 • 28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付 平成 16 · 08 · 27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17 · 03 · 16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17·07·12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17·09·01 原第 7 号, 平 成 17年 12月 20日付平成 17·12·06 原第 6号, 平成 18年 2月 22日付平成 18·01·27原 第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18 06 0 30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19.03.05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19.06.22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19·07·31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19·09·28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19 09 28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19 11 · 30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19 · 12 · 14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日 付平成 20·04·03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20·05·29 原第 19 号, 平成 20 年8月22日付平成20·07·11原第28号,平成20年10月24日付平成20·10·10原第8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20 10 31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21 0 01.28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21.10.30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21·12·16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22·05·26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23·04·08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23·04·21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23·10·07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23·12·13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発 第 1307054 号,平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号,平成 25 年 12 月 11 日付 原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平 成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第

2002272 号及び令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する (ただし、下線は含まない。)。

2. 変更の理由

(1) 柏崎刈羽原子力発電所7号炉の大物搬入建屋建替に伴う変更 7号炉の大物搬入建屋建替に伴い,関連する次の管理区域図及び保全区域図の変 更を行う。

添付2 (第93条及び第94条関連) 添付3 (第98条関連)

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 添付2の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」,「5・6・7号機全体図」 及び「7号機原子炉建屋2階,1階」の変更は,管理区域の変更をもって適用する こととし,それまでの間は従前の例による。
- (3) 添付3の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以上

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

	所 原子炉施設保安規定 変更比較表 「一」	ATT.
変 更 前	変 更 後	備考
		柏崎刈羽原子力 発電所7号炉の 大物搬入建屋建 替に伴う変更 (このページは 変更なし)
添付2 管 理 区 域 図	添付2 管 理 区 域 図	
(第93条及び第94条関連)	(第93条及び第94条関連)	
管理区域表示凡例 管理区域*1	管理区域表示凡例 世 管理区域 ^{※1}	
※ 汚染のおそれのない管理区域	※ 汚染のおそれのない管理区域	
管理区域設定・解除予定エリア	 管理区域設定・解除予定エリア	
※1:第94条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。	※1:第94条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。	

変更前変更後	1
	備考
	備考

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表		
<u>发 </u>		
发 度 物	備考	

が	亦		/ / / / / / / / / / / / / /
発電所 7 号炉の 大物搬入建屋建	変更前	変更後	備考
発電所 7 号炉の 大物搬入建屋建			柏崎刈羽原子力
大物搬入建屋建			発電所 7 号炉の
数 2年5 を実			大物搬入建屋建
			替に伴う変更

	拍崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表 	
変 更 前	変 更 後	備考
		柏崎刈羽原子力 発電所7号炉の 大物搬入建屋建 替に伴う変更 (このページは 変更なし)
添付3 保全区域図	添付3 保全区域図	
(第98条関連)	(第98条関連)	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表 柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表	
変更前 変更後	備考
	m

変 更 前	<u> </u>	————— 備	考
		V114	<u> </u>
附 則	附則		
附則(<u>令和2年5月26日 原規規発第2005265号</u>)	附則(令和 年 月 日 号)		
(施行期日) 第1条	(施行期日) 第1条		
この規定は、 <u>令和2年6月5日から</u> 施行する。	この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。		
2. 第4条及び第5条に規定するモバイル設備管理グループ及びコンフィグレーションマネジメントグループについては、令和2年6月15日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	2. 添付2の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」,「5・6・7号機全体図」及び「7号機原子炉建屋2階,1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。		
(省略)	3. 添付3の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、 それまでの間は従前の例による。		
	(省略)		